一の二　次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ～ヘ　（略）

ト　一種養成施設の三級自動車整備士（総合）の課程を修了した者

チ　自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士（総合）の課程を修めて卒業した者

リ　国土交通大臣が、三級自動車整備士（総合）の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

一の三　自動車タイヤ整備士等の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

一の四　（略）

二　次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ　（略）

（削る）

三　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四　二級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

（削る）

（削る）

五　（略）

六　一種養成施設の二級自動車整備士（総合）の課程を修了した者

七　自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士（総合）の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

八　（略）

一の二　次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ～ヘ　（略）

ト　一種養成施設の三級の課程を修了した者

チ　自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者

リ　国土交通大臣が、三級の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

（新設）

一の三　（略）

二　次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ　（略）

三　二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

四　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

（新設）

四の二　次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し四月以上の実務経験を有するもの

イ　第二号イ又はロに掲げる者

ロ　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

四の三　第一号の二ハ又はニに掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格したもの

五　（略）

六　一種養成施設の二級の課程を修了した者

七　自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

八　（略）